

臨時雇用員の服務に関する要項

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団（以下「事業団」という。）の臨時雇用員（以下「臨時雇用員」という。）の労働条件その他服務に関する事項については、別段の定めがある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要項は、事業団に勤務する臨時雇用員に適用する。

第2章 人 事

(契約期間)

第3条 臨時雇用員は満 70 歳に達する日の属する月の末日まで雇用契約を締結することができるものとする。

2 臨時雇用員の契約期間は最長 1 年とする。ただし、更新については、業務の必要性及び勤務成績、勤務態度に基づきできるものとする。

3 契約期間が 5 年を超えて更新した臨時雇用員については、別に定める様式で申し込むことにより、現に契約している期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の契約期間の末日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換することができる。ただし、無期労働契約に転換した臨時雇用員の雇用契約期間は満 70 歳に達する日の属する月の末日までとする。なお、無期労働契約に転換後においても、労働条件は、無期転換前に締結している有期労働契約と同一の労働条件とする。

4 前項に規定する通算契約期間の算定については、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始する雇用契約日から、現に契約している雇用契約期間の末日までを通算するものとする。ただし、労働契約が締結されていない期間が 6 ヶ月以上ある臨時雇用員については、当該期間前に満了した有期労働契約の契約期間は通算契約期間の算定に含めない。

5 第 3 項に定める申込みは、無期労働契約転換申込書（様式第 1 号）を提出することにより行わなければならない。また、事業団は、無期労働契約転換申込み受理通知書（様式第 2 号）により当該申込者に通知することとする。

第3章 勤務時間、休憩時間及び有給休暇

(勤務時間)

第4条 臨時雇用員の勤務時間は、1 週間（4 週間を平均した場合の 1 週間を含む。）について、40 時間を超えない範囲において、所属長が割り振ることができる。

2 所属長は、業務上の必要がある場合、前項の勤務時間の割り振りを変更することができる。

(時間外勤務及び休日勤務)

第4条の2 業務上臨時の必要がある場合においては、臨時雇用員に対し、勤務時間を超えて勤務させ、若しくは休日に勤務することを命じることができる。

2 小学校就学前の子を養育する臨時雇用員にあっては時間外勤務の免除を請求できる。

3 介護休暇の対象となる親族を介護する臨時雇用員にあっては時間外勤務の免除又は、時間外勤務の制限を請求できる。

4 第 1 項の場合において、その臨時雇用員に対し、第 5 条の規定による休憩時間の例に準じて休憩時間を与えなければならない。

(休憩時間)

第5条 臨時雇用員の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分間、8時間を超える場合においては1時間を与えるものとする。

(有給休暇)

第6条 臨時雇用員の有給休暇の日数は、別紙付与基準のとおりとする。

2 有休休暇が10日以上与えられた臨時雇用員に対しては、付与日から1年以内に、当該臨時雇用員の有する年次休暇日数のうち5日について、事業団が臨時雇用員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、臨時雇用員が有休休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(休暇の手続き)

第6条の2 休暇の請求は、あらかじめ所属長に対し、有給休暇票を提出することにより行わなければならない。

(その他の休暇)

第6条の3 子の短期看護等休暇、介護休暇、短期介護休暇、介護部分休暇は別に定める。

第4章 服 務

(服務の根本基準)

第7条 臨時雇用員は、その職務の遂行にあたっては、上司の命令に従い、全力を上げてこれに専念しなければならない。

(秘密を守る義務)

第8条 臨時雇用員は、理事長の許可を得ないで職務上知ることのできた秘密を漏らしてはいけない。契約期間終了後も、また同様とする。

(職場のパワーハラスメントの禁止)

第9条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他の職員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第10条 性的言動により、他の労働者に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止)

第11条 妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、他の職員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(その他あらゆるハラスメントの禁止)

第12条 第9条から前条までに規定するもののほか、性的志向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の職員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(身上異動の届出)

第13条 臨時雇用員は、住所又は氏名に変更を生じたときは、速やかにその旨を所属長に届出なければならない。

(職場離脱)

第14条 臨時雇用員は、所属長の承認を得ないで、みだりに欠勤し、又は勤務時間中に勤務以外の理由により所定の職場を離れてはならない。

(出退勤)

第15条 臨時雇用員は、出退勤時に自らタイムレコーダーによりその時刻を打刻しなければならない。

(遅刻、早退及び外出)

第16条 臨時雇用員は、発病その他やむを得ない事由により遅刻、早退又は勤務時間中に外出をしようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかったときは、その旨を事後速やかに届けなければならない。

(欠 勤)

第17条 臨時雇用員は、疾病その他の事故等によって欠勤しようとするときは、あらかじめその理由及び欠勤日を所属長に届け出承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかったときは、その旨を事後速やかに届けなければならない。

第5章 保健衛生

(環境衛生)

第18条 臨時雇用員は、常に職場の整理整頓に留意し、環境の清潔保持に努めなければならない。

第6章 福利厚生

(社会保険)

第19条 臨時雇用員は、法令の定めるところにより、厚生年金保険、雇用保険及び政府管掌保険に加入することができる。

第7章 災害補償

(災害補償)

第20条 臨時雇用員が業務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働基準法に定めるところにより災害補償を行う。

第8章 賃 金

(賃 金)

第21条 臨時雇用員の賃金の額、計算方法及び支給方法その他賃金に関する事項は、別に定める。

第9章 雑 則

(委 任)

第22条 この要項の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

臨時雇用員の年次有給休暇付与基準

- (1) 臨時雇用員の年次有給休暇の年度は4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。
- (2) 年次有給休暇の日数は、当初の契約日及び1週間当たり又は年間の勤務日数の区分並びに勤続勤務年数に応じて、別表1又は別表2に掲げる日数とする。
- (3) 年次有給休暇は、1日とする。ただし、1日の勤務時間が常勤職員と同様の者については、半日を単位として与える。
- (4) 別表中「6月後」の適用については、雇用開始から6月間継続勤務し、その全勤務日数の8割以上勤務した場合とする。また、全勤務日数の8割に満たない場合は、8割以上となる期間継続勤務した後に付与することができる。
- (5) 別表中「2年」以降の適用については、前年度の全勤務日数の8割以上勤務した場合とする。
- (6) 臨時雇用員が業務上の災害により休業した期間、年次有給休暇により休業した期間は出勤したものとし、みなす。
- (7) 上記(5)について、勤務日数が8割に満たなかった場合は、実勤務日数に応じて別表を適用する。
- (8) 前年度において行使しなかった年次有給休暇は、その翌年度に限り延長することができる。
- (9) 年次有給休暇は、臨時雇用員の請求する時期にこれを与える。ただし、このため業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期に与えることができる。

附 則

- 1 この取扱いは、平成9年4月1日から実施する。
ただし、平成9年4月1日以前から雇用されている者については、当該契約日を起算日とする。

附 則

- 1 この取扱いは、令和6年4月1日から実施する。
ただし、令和6年4月1日以前から雇用されている者については、最長令和4年4月1日まで遡り改正後の臨時雇用員の年次有給休暇付与基準に基づき付与すべき年次有給休暇の日数を再計算して、不足する日数がある場合には、令和6年4月1日に付与する。また、令和5年度中に行使できなかった年次有給休暇は令和6年度に限り延長することができることとする。
- 2 令和6年度に付与すべき年次有給休暇に限り、改正後の臨時雇用員の年次有給休暇付与基準に基づき付与すべき年次有給休暇の日数と、改正前の臨時雇用員の年次有給休暇付与基準により付与すべき日数とを比較して、いずれか多い日数を付与することができる。

別表1 (4月1日から9月30日までに雇用を開始した者)

1週間あたりの勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
年間の勤務日数		217 日以上	169～216 日	121～168 日	73～120 日	48～72 日
継続勤務年数等						
初年度	6 月後	1 0 日	7 日	5 日	3 日	1 日
2 年		1 1 日	8 日	6 日	3 日	2 日
3 年		1 2 日	9 日	6 日	4 日	2 日
4 年		1 4 日	1 0 日	8 日	4 日	2 日
5 年		1 6 日	1 2 日	9 日	5 日	3 日
6 年		1 8 日	1 3 日	1 0 日	6 日	3 日
7 年		2 0 日	1 5 日	1 1 日	6 日	3 日
8 年以降		2 0 日	1 5 日	1 1 日	7 日	3 日

別表2 (10月1日以降に雇用を開始した者)

1週間あたりの勤務日数			5日以上	4日	3日	2日	1日
年間の勤務日数			217 日以上	169～216 日	121～168 日	73～120 日	48～72 日
継続勤務年数等							
初 年 度	1 0 月 1 日 雇用開始	1 0 月 2 日 以降 雇用開始	—	—	—	—	—
2 年		6 月後	1 0 日	7 日	5 日	3 日	1 日
3 年			1 1 日	8 日	6 日	4 日	2 日
4 年			1 2 日	9 日	6 日	4 日	2 日
5 年			1 4 日	1 0 日	8 日	5 日	2 日
6 年			1 6 日	1 2 日	9 日	6 日	3 日
7 年			1 8 日	1 3 日	1 0 日	6 日	3 日
8 年			2 0 日	1 5 日	1 1 日	7 日	3 日
9 年以降			2 0 日	1 5 日	1 1 日	7 日	3 日

備 考

1. 別表中「5日以上」とあるのは、週の契約勤務日数が5日若しくは週の契約勤務日数が4日であって契約勤務時間数が30時間以上の場合に適用する。

臨時雇用員の賃金に関する基準

1. 賃金

臨時雇用員の賃金表は、別表のとおりとする。

(1) 昇給

ア 昇給は、その者が勤務した実績に応じて昇給するものとし、その勤務実績には有給休暇を含むものとする。

イ 勤務実績が一定の日数に達した日以降の最初の契約時から昇給後の賃金額を適用するものとする。

2. 通勤補助費

(1) 通勤補助費の支給対象者の範囲

通勤補助費は、次に掲げる臨時雇用員に対して支給する。ただし、徒歩等により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である臨時雇用員を除く。

ア 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担する臨時雇用員

イ 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用する臨時雇用員

ウ 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用する臨時雇用員

(2) 通勤補助費の額

通勤補助費の月額は、次に掲げる臨時雇用員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

ア 前号アに掲げる臨時雇用員 1か月の定期運賃の額、又は1か月の通勤に要する回数券のうち、低い方の額（その額が48,800円を超えるときは、48,800円とする。以下「運賃等相当額」という。）。ただし1か月の通勤に要する回数券の額は、次の算式による。

$$\frac{\text{回数券の代金}}{\text{回数券の枚数}} \times \text{実勤務日数} \times 2 \quad (\text{円未満切捨て})$$

イ 前号イに掲げる臨時雇用員 次の表に掲げる額

自動車等の使用距離	勤務1日につき
片道5km未満	93円
片道5km以上10km未満	191円
片道10km以上15km未満	304円
片道15km以上20km未満	416円
片道20km以上25km未満	528円
片道25km以上30km未満	640円
片道30km以上35km未満	752円
片道35km以上40km未満	864円
片道40km以上45km未満	976円
片道45km以上50km未満	1,018円
片道50km以上55km未満	1,060円
片道55km以上60km未満	1,102円
片道60km以上	1,144円

(3) 計算方法等

ア 通勤補助費の計算期間は月の1日から末日までとする。

イ 通勤補助費は実勤務日数に対して支給する。

ウ 夜間勤務は1回の勤務で1日とする。

エ 前号イの計算方法は自動車等の使用距離に対する支給額に実勤務日数を乗じて得た額とする。

3. 賃金及び通勤補助費の支給期日

- (1) 賃金及び通勤補助費は、毎月1日から月末までの勤務実績に応じ、毎月1回翌月の15日に全額を支給する。また、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下日曜日等）という。に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。
- (2) 災害その他特別の事情があるときは、支給期日を変更することができる。

附 則

- 1 平成20年11月に支給する賃金及び通勤補助費に限り、平成20年11月14日に支給する。

附 則

この取扱い、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この取扱い、平成16年5月10日から施行する。

附 則

この取扱い、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この取扱い、平成20年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。ただし、第1項は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 第1項に定める勤務実績の算定基準となる勤務開始日は、平成18年4月1日まで遡り、算定することができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成26年3月31日現在において運転手として契約している臨時雇用員のうち、改正前の賃金日額が15,250円又は13,750円である場合は、次の各号に掲げる額により契約を更新することができるものとする。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで | 時間給 1,650円 |
| (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで | 時間給 1,600円 |
| (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで | 時間給 1,550円 |
| (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで | 時間給 1,500円 |

附 則

この取扱い、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この取扱い、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い、令和7年4月1日から施行する。

別表 臨時雇用員 賃金額表

単位: (円)

職 種		採用時	242日勤務後 (有休含む)	726日勤務後 (有休含む)	1210日勤務後 (有休含む)	備 考
看護師 (入所)	時間給	1,450	1,460	1,490	1,530	
	R5	200	200	200	200	
	R6	20	20	20	20	
	合計	1,670	1,680	1,710	1,750	
	時間外	2,088	2,100	2,138	2,188	
	夜勤	31,269	31,438	31,944	32,619	16時45分から9時45分まで
	R5	3,375	3,375	3,375	3,375	
	R6	338	338	338	338	
	合計	34,981	35,150	35,656	36,331	
看護師 (通所)	時間給	1,400	1,410	1,440	1,480	
	R5	200	200	200	200	
	R6	20	20	20	20	
	合計	1,620	1,630	1,660	1,700	
	時間外	2,025	2,038	2,075	2,125	
介護職員 (入所) 介護福祉士 有資格者	時間給	1,157	1,167	1,197	1,237	
	R5	213	213	213	213	
	R6	20	20	20	20	
	合計	1,390	1,400	1,430	1,470	
	時間外	1,738	1,750	1,788	1,838	
	夜勤	26,324	26,493	26,999	27,674	16時45分から9時45分まで
	R5	3,594	3,594	3,594	3,594	
	R6	338	338	338	338	
	合計	30,256	30,425	30,931	31,606	

職 種		採用時	242日勤務後 (有休含む)	726日勤務後 (有休含む)	1210日勤務後 (有休含む)	備 考
介護職員 (通所) 介護福祉士 有資格者	時間給	1,107	1,117	1,147	1,187	
	R5	213	213	213	213	
	R6	20	20	20	20	
	合計	1,340	1,350	1,380	1,420	
	時間外	1,675	1,688	1,725	1,775	
介護職員 (入所)	時間給	1,157	1,167	1,197	1,237	
	R5	143	143	143	143	
	R6	20	20	20	20	
	合計	1,320	1,330	1,360	1,400	
	時間外	1,650	1,663	1,700	1,750	
	夜勤	26,324	26,493	26,999	27,674	16時45分から9時45分まで
	R5	2,413	2,413	2,413	2,413	
	R6	338	338	338	338	
	合計	29,075	29,244	29,750	30,425	
介護職員 (通所)	時間給	1,107	1,117	1,147	1,187	
	R5	143	143	143	143	
	R6	20	20	20	20	
	合計	1,270	1,280	1,310	1,350	
	時間外	1,588	1,600	1,638	1,688	
介護職員 (補助)	時間給	1,064				
	R5	77				
	R6	20				
	R7	16				
	合計	1,177				
	時間外	1,471				

職 種		採用時	242日勤務後 (有休含む)	726日勤務後 (有休含む)	1210日勤務後 (有休含む)	備 考
理学療法士 作業療法士	時間給	2,027	2,037	2,067	2,107	
	R5	73	73	73	73	
	R6	20	20	20	20	
	合計	2,120	2,130	2,160	2,200	
	時間外	2,650	2,663	2,700	2,750	
薬剤師	時間給	2,000				
	R5	0				
	R6	20				
	合計	2,020				
事務職員	時間給	1,064	1,074	1,104	1,144	
	R5	77	77	77	77	
	R6	20	20	20	20	
	R7	16	16	16	16	
	合計	1,177	1,187	1,217	1,257	
	時間外	1,471	1,484	1,521	1,571	
運転手	時間給	1,400				
	R5	70				
	R6	20				
	合計	1,490				
	時間外	1,863				
	時間給	1,450				3年以上の経験のある者
	R5	70				
	R6	20				
	合計	1,540				
	時間外	1,925				